

【例6】事業報告書例

平成27年度 大阪市立東住吉会館 事業報告書

施設概要

施設名	大阪市立東住吉会館
所在地	大阪市東住吉区東田辺2-11-28
施設規模	○構造 鉄筋コンクリート造 地上3階建の2階フロア ○延床面積 571.777㎡
主な施設	○概要 大会議室、会議室1～3、和室1～2

指定管理者

団体名	株式会社 ハウスビルシステム
主たる事務所の所在地	大阪市北区梅田1-2-2-1200
代表者	坂下 芳史
指定期間	平成25年4月1日～平成28年3月31日
報告対象期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日
担当者	営業部 山根 勉
連絡先	大阪市北区梅田1-2-2-1200 電話番号：06-6346-5454

1 指定管理業務の実施状況

○管理運営方針

平成27年度大阪市東住吉会館管理運営業務の実施計画に基づき、「コミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進を図るとともに、市民の集会その他各種行事の場を提供することにより市民相互の交流を促進し、もって連帯感あふれるまちづくりの推進に寄与する」という区役所附設会館の設置目的を十分に踏まえて、適切かつ円滑な管理運営業務の遂行に努めていた。

○職員の配置状況

事業計画書で計画したとおり、適正に配置していた。

(館長1名、他5名のローテーション勤務)

○維持管理に係る事項（定期点検、緊急時対応等）

保守点検報告書、清掃記録、警備出動記録

○関係機関との連携状況等

東住吉図書館・東住吉老人福祉センター・東住吉子ども子育てプラザと適宜話し合い・情報共有を行い、適切に連携・対応していた。

2 利用状況

○月別開館日数、利用人数、使用料（利用料金）収入 等				
月	開館日数(日)	利用人数(人)	利用件数(件)	収入計(円)
4月	30	3,887	291	299,170
5月	31	4,079	311	368,510
6月	30	4,145	309	331,020
7月	31	4,385	318	304,880
8月	31	3,584	278	292,020
9月	30	4,262	290	343,050
10月	31	5,562	339	306,700
11月	30	4,431	310	326,570
12月	28	4,308	274	261,410
1月	28	3,973	277	358,520
2月	29	4,082	300	334,070
3月	31	4,803	315	294,080
合計	360	51,501	3,612	3,820,000

※使用料（利用料金）は会議室の大小や曜日、使用目的により異なるため、月合計収入にまとめている。

3 実施事業・自主事業

別添「平成27年度 自主事業報告書」参照

4 収支決算状況

収入・・・管理代行料、自主事業収入、雑収入 等

	収入金額(円：税込)
業務代行料	20,327,136
その他	1,047,320
合計	21,374,456

支出・・・人件費、事務費、事業費、管理費、光熱水費、その他経費 等

	支出金額(円：税込)
人件費	14,800,000
事務費	1,854,456
管理費	1,355,000
光熱水費	1,413,000
その他経費（本社経費）	1,952,000
合計	21,374,456

※ 当初提案での費目分けで報告させること

5 その他

● サービス向上

施設の維持管理を丁寧に心がけ、さまざまな年齢層の方々が快適に気持ちよく利用できるよう、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていた。

● 市費縮減に係る取組状況報告

水道光熱費については、冷暖房機器のこまめな入り切りや職員による日常チェックの充実等により多少縮減することができた。また、施設管理費や事務費については、本社での厳格な費用チェックをすることで順調に経費の縮減を実行することができた。人件費については極力ムダな残業をなくすようにして縮減を目指したが、社会保険未加入者の加入者への変更の影響や時間単価のアップ・自主事業の拡大に伴う職員へのインセンティブの支給などの要因で費用増となった。

● 利用者から苦情、意見、要望等への対応状況報告

職員間での話し合いや区役所担当者との協議・検討を十分に行い、対策を講じていた。

● 研修実績

マナーや施設管理運営の基本的な事項のスキルアップ研修にとどまらず、コミュニティづくりの課題などのテーマを設定した研修を実施し、職員の能力向上を目指していた。

● 利用者モニタリングの実施状況

イベント開催の際には必ず参加者にアンケートをお願いして利用者の意見・考えを知り、職員間で議論することで今後の会館運営に反映させるよう努めた。

● 個人情報保護への取組状況

取り込みとしては、情報データの取扱いに際して利用者の個人情報保護の重要性を十分に認識し、また大阪市個人情報保護条例の趣旨を十分に理解した上で漏洩・滅失・毀損などの防止をはかり、個人情報保護に必要な体制の整備及び措置を講じている。